

INDEX

- 報酬算定・基準
「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの届出・公表について」
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」
- お知らせ
「平成23年度 現任介護職員資格取得支援事業 助成金申請期間延長！」
「平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の追加募集」
「有料老人ホーム・老人短期入所施設へのスプリンクラー設置補助を行います」
- 最近の動向
「介護サービス事業所の指定の取消処分について」

平成23年9月1日発行 第86号

○指定通所介護事業所等における宿泊サービスの届出・公表について

報酬算定・運営基準

東京都においては、平成23年5月1日に「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「同届出及び公表事業実施要綱」等を施行し、宿泊サービスを提供する場合に遵守すべき基準を定め、宿泊サービス事業開始届を義務付けました。届出対象であるにもかかわらず届出をされていない事業所は、速やかに提出をお願いいたします。

届出状況については131件(平成23年8月15日現在)となっており、以下のホームページに順次公表していきますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>宿泊サービスの都独自基準及び届出・公表

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/dokujikijyun/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

報酬算定・運営基準

特定事業所集中減算チェックシート23前期分(平成23年3月1日から平成23年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月15日です。居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/genzan/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○平成23年度 現任介護職員資格取得支援事業 助成金申請期間延長！

(財)東京都福祉保健財団では、介護サービス事業所が所属する職員の「介護福祉士国家資格取得」を支援する場合、その経費の一部を助成しています。

この度、より一層事業をご活用いただくため、**今年度の申請期間を9月12日(月)まで延長します。**詳細は下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先・申請様式のダウンロード】

(財)東京都福祉保健財団人材養成部人材養成室 TEL 03-5206-8738

ホームページ(<http://www.fukushizaidan.jp/>)

お知らせ

○平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の追加募集

平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講者を追加募集します。受講を希望する方は、次の要領に基づいて受講の申込みを行ってください。

【研修日程】平成23年11月から平成24年2月まで

【追加募集人数】60名

【申込関係書類】特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ(<http://cmat.jp>)よりダウンロードし、必要書類を提出してください。

【申込期限】平成23年9月15日(木曜日)【必着】

【書類提出先】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課ケアマネジメント支援担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎24階北側

【お問い合わせ先】介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4279

お知らせ

○有料老人ホーム・老人短期入所施設へのスプリンクラー設置補助を行います

平成21年4月1日付消防法改正に伴い、スプリンクラー等の設置義務が生じた施設について、昨年度に引き続き、平成23年度も補助を行います。本事業は今年度で終了予定のため、未設置の施設については必ず申請してください。

要綱等、詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

有料老人ホームについて

分野別→高齢者>高齢者施設>有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/mitodokebouka/index.html>)

老人短期入所施設について

分野別→高齢者>高齢者施設>老人短期入所施設(防火対策緊急整備支援事業補助関連)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shortbouka/spkyougi/index.html>)

【お問い合わせ先】施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4265

最近の動向

○介護サービス事業所の指定の取消処分について

東京都福祉保健局は、平成23年7月29日付で「有限会社シルバーレンタルけやき」が運営する指定(介護予防)福祉用具貸与、指定特定(介護予防)福祉用具販売「有限会社シルバーレンタルけやき」(東京都三鷹市大沢6-5-1)に対して、平成23年8月29日をもって指定を取り消すことを決定しました。

返還予定額は、約1,139万円。主な処分理由は、以下のとおりです。

1 福祉用具貸与

ア 人員基準違反

(ア)管理者が配置されていない期間があった。

(イ)福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上配置されていなかった。

イ 虚偽の指定申請

(ア)既に亡くなっている者を管理者とした虚偽の書類を作成し、法第41条第1項により指定更新を受けた。

(イ)福祉用具専門相談員について、常勤専従として勤務する予定がないにもかかわらず、常勤専従であるとした虚偽の書類を作成し、法第41条第1項により指定を受けた。

ウ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為

サービスの提供に際し、重要事項を説明する文書等を交付せず、自ら記入・押印するなど説明・同意を得ていなかった。

2 介護予防福祉用具貸与 上記1のア、イと同趣旨です。

3 指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売 上記1のア(イ)、イ(イ)と同趣旨です。

※詳細は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報>廃止・休止・取消事業所一覧
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/index.html)

【お問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4595